

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和 8 年
7 月 31 日
(金曜日)

目次

○規則	一
県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（給与厚生課）	一
○公告	二
山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催（環境政策課）	二
県営佐山北第二地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧（農村整備課）	二
開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	二
○選管告示	三
政治団体の名称等	三
政治団体の異動事項	三
解散等に係る政治団体の名称等	三
資金管理団体の名称等	三
資金管理団体の異動事項	三
政治資金規正法第十九条第三項第二号に該当する旨の届出があった資金管理団体の名称等	三
○公安委規則	四
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	四
山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則	五
○公安委公告	五
契約の締結	五
○企業管理規程	六
山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程	六

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第三十四号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年山口県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の五中「三十一万五千元」を「三十三万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則第八条の五の規定は、令和八年四月一日以後に支給すべき事由が生じた葬祭補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた葬祭補償については、なお従前の例による。

（二八二）山口県環境影響評価条例の規定に基づく公聴会の開催

山口県環境影響評価条例（平成十年山口県条例第三十七号）第四十三条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催します。

令和八年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 開催の日時及び場所並びに傍聴人の収容人員

日時 令和八年九月二日（水曜日）午後二時
場所 山口県柳井総合庁舎

収容人員 三十人程度

二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 中国電力株式会社

氏名 中川 賢剛

所在地 広島市中区小町四番三三号

三 対象事業の名称、種類及び規模

名称 柳井発電所二号系列リブレース計画

種類 発電所の設置

規模 五十二万二千七百キロワット

四 対象事業実施区域

柳井市柳井字宮本塩浜一五七八番八

五 公述の申出手続

- (一) 公聴会において環境の保全の見地からの意見を述べようとする者は、令和八年八月十七日（月曜日）までに、氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）、電話番号、対象事業の名称並びに意見の要旨を記載した書面（以下「公述申出書」という。）を山口市滝町一番一号（郵便番号七五三三八五〇一）山口県環境生活部環境政策課に提出してください。
- (二) 公述申出書を提出した者のうちから、公聴会において意見を述べるることができる者を選定します。
- (三) 公聴会の運営を円滑に行うため必要があるときは、意見を述べる時間を制限することがあります。
- (四) (二)及び(三)に掲げる場合においては、その旨を公述申出書を提出した者又は公聴会において意見を述べる者ができる者に通知します。

六 その他

- (一) 公聴会を傍聴しようとする者は、傍聴券の交付を受けてください。傍聴券は、公聴会当日、受付で先着順に交付します。
- (二) 公聴会に関する問合せは、山口県環境生活部環境政策課（電話〇八三一九三三ー二九三三）にしてください。

(二八二) 県営佐山北第二地区農業競争力強化農地整備事業計画書の縦覧
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営

佐山北第二地区農業競争力強化農地整備事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和八年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 縦覧に供する書類

県営佐山北第二地区農業競争力強化農地整備事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和八年八月三日から同月二十四日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課のウェブサイト

(二八三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

令和八年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

下松市東海岸通り

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目一番三〇号

積水ハウス不動産株式会社



山口県選挙管理委員会告示第八十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒瀬 邦彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	備考 (届出年月日)
清時つかさ後援会	清時 宰	清時 美穂	山口市宮野1-86の1		令和8、1
部坂久登美後援会	吉本 克己	魚谷美沙子	宇部市大字東岐波3327		” 7
杉岡たくみと若國の未来をつくる会(杉岡たくみ後援会)	新原 敬博	小嶋 慶一	岩国市多田 / 丁目107番11号		” 18
松岡てつや後援会	山迫 健一	山本 政美	” 日の出町2番1号		” 26
周南市政を考える会 雪のしずく	下村 春水	平井多美子	周南市都町3番10号		” 28
江本賢二地域づくり後援会	江本 賢二	山崎 洋二	宇部市中尾 / 丁目7番12-1号		” 29
さとうしょうこ後援会	佐藤 祥子	佐藤 昭宏	” 大字東岐波5188の1		” 6、4
川上ひろゆき後援会	川上 博行	川上 淳子	防府市警固町 / 丁目6番9号		” 26

山口県選挙管理委員会告示第八十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和八年七月三十一日

山口県選挙管理委員会公告第 第 号

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容		備考 (異動年月日)
			異動 新	旧	
渡辺君枝後援会	藤井 直子	会計責任者	山本 祐三	赤松 義生	令和7、30
鳥村かおる後援会	鳥村 薫	国會議員関係政治団体の区分	政治資金規正法第19条の7号に係る国會議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国會議員関係政治団体	国會議員関係政治団体以外の政治団体	令和8、8

俵田ゆうじを支える会	俵田 祐児	”	”	”	”	”
有田あつし後援会	有田 敦	会計責任者	有田 敦	有田 裕	”	” 9
自由民主党阿知須支部	山本 浩二	”	重田 伊昭	砂村 幹夫	”	” 4、1
自由民主党三隅支部	坂水 正志	事務所	長門市三隅下956の1	長門市三隅中2059の1	”	
		代表者	坂水 正志	辻野 史朗		
		会計責任者	長峯 隆司	朝枝 直人		
木原大介後援会	西原 篤志	”	西村健太郎	櫻井 達志	”	”
参政党山口第3支部	中野 智生	”	白石 創	内藤 恵	”	” 30
自由民主党須佐支部	一木 清久	事務所	萩市大字須佐4627の3	萩市大字須佐4120の2	”	
		代表者	一木 清久	原 晶雄		
参政党山口第3支部	中野 智生	事務所	下関市楠乃2丁目1248番1号	下関市山の田南町2番46-802号	”	” 11
自由民主党時盛建設支部	時盛 真	代表者	時盛 真	時盛 純	”	” 20
自由民主党山口県郵政政治連盟支部	小倉 雄二	事務所	下関市竹崎町4丁目7番1-201号 宇部市東藤曲2丁目2番13号	下関市長府松小田中町9番22号 萩市大字椿3145の3	”	”
参政党山口県支部連合会	永田 展久	代表者	永田 展久	水津 真澄	”	” 24
夏草会	戸倉多香子	国會議員関係政治団体の区分	国會議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第19条の7号に係る国會議員関係政治団体かつ同項第2号に係る国會議員関係政治団体	”	” 28
池田ゆたか後援会	池田 豊	事務所	防府市惣社町1番42号	防府市中央町4番1号	”	” 6、1
射場博義後援会	西村 興道	”	宇部市島2丁目6番1号	宇部市島2丁目6番16号	”	” 7

さいとう 真治後援会	斉藤 眞治	齋藤 恭子	萩市大字椿東2596の4	”	”
くりばやし 正後援会	栗林 正	栗林 愛実	山口市下堅小路74の7	”	5、1
ふきあげ 政子後援会	吹上 政子	西岡 広伸	下関市田中町6番23号	”	”
佐々木 きみえ 後援会	佐々木 公恵	佐々木 弘	萩市大字椿東1843の6	”	3
有田 茂後援会	芳川 勲	有田嘉代子	長門市油谷河原1750の8	”	10
国民民主党山口県第1区総支部	野田 陽志	野田 陽志	山口市朝田1681	”	6、15
のだきよし 後援会	”	”	平井1311の15	”	”

山口県選挙管理委員会告示第八十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による届出があった資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	備考(指 定 日)
下村 春水	周南市議会議員	周南市政を考える会	令和8、5、22
川上 博行	山口県議会議員	川上ひろゆき後援会	” 6、26

山口県選挙管理委員会告示第八十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和八年七月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	備考(指 定 日)
下村 春水	周南市議会議員	周南市政を考える会	令和8、5、22
川上 博行	山口県議会議員	川上ひろゆき後援会	” 6、26

みらい2 / 自由民主党山口県遊技産業支部	射場 博義	”	”	”	”	”	”	”	”
やまさき 珠江後援会	今村 昌宏	代表者 会計責任者	今村 昌宏 刀禰 昌法	網永 浩之 田中 仁美	”	8	”	”	”
のだきよし 政策研究会	山崎 和久	事 務 所	岩国市川西ノ町2丁目2番36号 福岡県小郡市三浪4225の312	岩国市室の木町2丁目8番38号 山口市平井1311の15	”	11	”	”	”
山口県中小企業政治連盟	野田 陽志	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外 の政治団体	政治資金規正法第19条の7号に係る国会議員関係政治団体かつ同項第2会議員関係政治団体	”	15	”	”	”
山口県中小企業政治連盟	喜多村 誠	事 務 所	山口市吉敷上東2丁目11号	山口市本町2丁目2番16号	”	18	”	”	”
	代表者 会計責任者	代 表 者	喜多村 誠 近藤 和彦	矢敷 健治 坂本 竜生	”	”	”	”	”

山口県選挙管理委員会告示第八十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
村田たけお後援会	内富 芳隆	村田 佳江	下松市大字下谷404の4	令和8、3、25
伊村渉後援会	伊村 渉	松原 行夫	熊毛郡田布施町大字麻郷3658の4	” 4、30
入江さちえ後援会	入江 幸江	入江 正敏	山口市大内氷上3丁目4番25号	” ”

資金管理団体の 届出事項の 異動の届出を した者の氏名	資金管理団体の名称	異 動 事 項	異 動 内 容		備考 (異動日)
			新	旧	
俵田 祐児	俵田ゆうじを支える会	公職の種類	衆議院議員	山口県議会議員	令和8、8
猶野 克	なのお克俊援会	事 務 所	宇部市恩田町2丁目6番12号	宇部市錦町5番5号	3、31
戸倉多香子	夏草会	公職の種類	山口県議会議員	参議院議員	5、28
射場 博義	みらい2 /	事 務 所	宇部市居能町2丁目5番18号	宇部市島2丁目6番16号	6、7
野田 陽志	のだきよし政策研究会	〃	福岡県小郡市三沢4225の312	山口市平井1311の5	〃 15

山口県選挙管理委員会告示第八十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項の規定による届出があった同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

令和八年七月三十一日

山口県選挙管理委員会委員長 黒 瀬 邦 彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資 金 管 理 団 体 の 名 称	備考 (資金管理団体でなくなった年月日)
斉藤 真治	さいとう真治後援会	令和8、4、30
栗林 正	くりばやし正後援会	〃 5、1
佐々木公恵	佐々木さみえ後援会	〃 〃 3



風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する条例施行規則（昭和六十年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一周南市大田原自然の家の項中「周南市大田原自然の家」を「周南市中須自然の家」に、「大字中須北三一九四番地」を「大字中須南二二八一番地」に改める。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年七月三十一日

山口県公安委員会

山口県公安委員会規則第十一号

山口県暴力団排除条例施行規則の一部を改正する規則

山口県暴力団排除条例施行規則（平成二十三年山口県公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表周南市大田原自然の家の項中「周南市大田原自然の家」を「周南市中須自然の家」に、「大字中須北三一九四番地」を「大字中須南二二八一番地」に改める。

附 則

この規則は、令和八年八月一日から施行する。

公 告

契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

令和八年七月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地
山口県警察本部警務部会計課 山口市滝町一番一号
- 二 落札に係る物品等の名称及び数量
交通信号灯器 八二九台
- 三 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和八年七月一日
- 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
コイト電工株式会社 静岡県駿東郡長泉町南一色七二〇番地
- 六 落札金額
三千七百五十六万九千四百円
- 七 入札公告日
令和八年五月十五日
- 八 その他
 - (一) 契約担当者
山口県知事 村岡 嗣政
 - (二) 調達方法
購入
 - (三) 落札方式
最低価格



山口県企業管理規程第二号

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和八年七月三十一日

山口県公営企業管理者 弘田 隆彦

山口県企業局財務規程の一部を改正する管理規程

山口県企業局財務規程（昭和四十年山口県企業管理規程第七号）の一部を次のように改正する。

第百五十一条中「第二百四十三条の二の八第一項後段」を「第二百四十三条の二の九第一項後段」に改め、同条第一号中「第二百四十三条の二の八第一項第一号」を「第二百四十三条の二の九第一項第一号」に改め、同条第二号中「第二百四十三条の二の八第一項第三号」を「第二百四十三条の二の九第一項第三号」に改め、同条第三号中「第二百四十三条の二の八第一項第四号」を「第二百四十三条の二の九第一項第四号」に改める。

附 則

この管理規程は、令和八年九月二十四日から施行する。